

研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同（育成型、本格型）について

産学連携展開部 研究支援グループ

2023年2月



科学技術振興機構

国立研究開発法人科学技術振興機構の概要

(Japan Science and Technology Agency, JST)



JSTは、科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関であり、科学技術の振興を図ることを目的とする国立研究開発法人

- 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進
- 先端的な重要技術に係る研究開発の推進
- ムーンショット型研究開発の推進

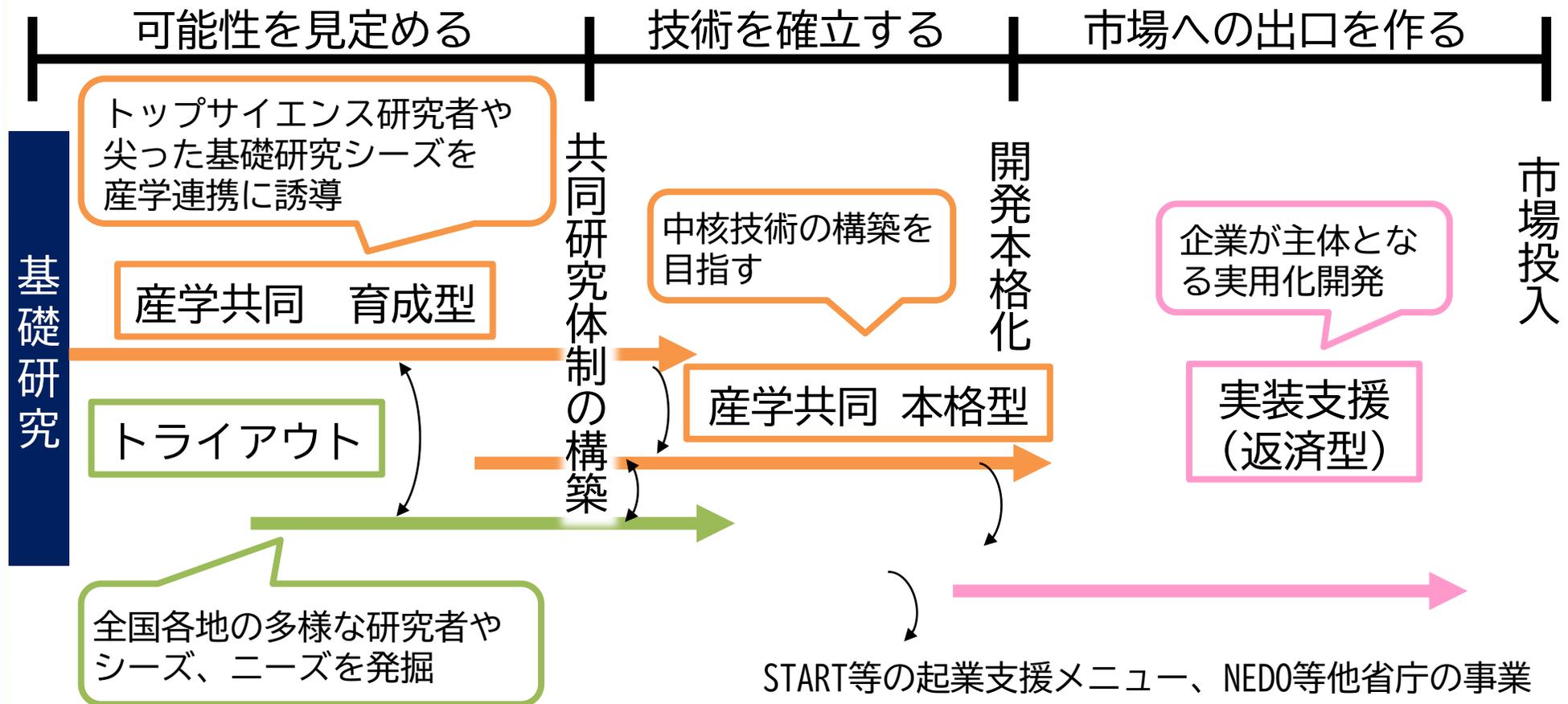
- 戦略的創造研究推進事業
- 未来社会創造事業

新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進

産学が連携した研究成果の展開	<ul style="list-style-type: none">● <u>研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)</u>● 産学共同実用化開発事業 (NexTEP)
共創の「場」の形成支援	<ul style="list-style-type: none">● 共創の場形成支援プログラム (COI-NEXT)● 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム (OPERA)
ベンチャー創出・支援	<ul style="list-style-type: none">● 大学発新産業創出プログラム (START)● 出資型新事業創出支援プログラム (SUCCESS)
知財活用の支援	<ul style="list-style-type: none">● 大学等の知的財産マネジメントへの支援● 産学マッチングの機会提供● JST研究開発プログラムの知的財産マネジメント強化

A-STEPについて

大学等で生まれた科学技術に関する研究成果を国民経済上重要な技術として実用化することで、研究成果の社会還元を目指す技術移転支援プログラム



A-STEPの支援内容

支援メニュー	トライアウト	産学共同		実装支援 (返済型)
		育成型	本格型	
目的・狙い	可能性検証を目的に、 現在制度を見直しています。	社会課題解決等に向けて、 大学等の基礎研究成果を企業との共同研究に繋げるまで磨き上げ、共同研究体制の構築を目指す。	社会課題解決等に向けて、 大学等の基礎研究成果を企業と大学等の産学共同研究により可能性検証・実用性検証し、中核技術の構築を目指す。	大学等の研究成果（技術シーズ）の社会実装を目指し、ベンチャー企業等が実用化開発を行う。
課題提案者		大学等の研究者	企業と大学等の研究者	ベンチャー企業等
対象分野		特定の分野を指定せずに幅広く募集。ただし医療分野は対象外。		
研究開発期間		最長3年度	最長5年度	最長3年間
研究開発費※1		上限1,500万円（年額） 初年度は上限750万円	上限5,000万円（年額） 初年度は上限2,500万円	上限5億円（総額）
資金の種類		グラント	マッチングファンド	返済型 事後評価がS, A, B評価の場合： 開発費全額を返済 事後評価がC評価の場合： 開発費の10%を返済

※1 研究開発費は間接経費を含みます。

産学共同（育成型、本格型）の 2023年度公募について

公募スケジュール

支援メニュー	募集期間		選考期間（予定）		研究開始日（予定）	採択予定件数※1
	開始	締切	書類	面接		
育成型	2月21日（火）	5月11日（木）正午	5月中旬～7月上旬	7月	10月1日	45課題程度
本格型	2月21日（火）	4月20日（木）正午	4月下旬～6月上旬	7月	10月1日	15課題程度

※1 採択件数は課題提案の状況や予算により変動。

実施期間、研究開発費

支援メニュー	実施期間	研究開発費 (間接経費を含む)
育成型	最長3年度	上限1,500万円(年額、税込) 初年度は上限750万円
本格型	最長5年度	上限5,000万円(年額、税込) 初年度は上限2,500万円

※ 提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受ける。また、提案された期間・規模の資金を投じるにはリスクが大きいと判断された場合には、期間や資金を縮小して採択する場合あり。

2023年度公募のポイント

1. 社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できる、幅広い分野からの研究開発提案を対象とする（医療分野は対象外）。自然科学と人文・社会科学の融合による「総合知」を活用した提案も期待。
2. 多様な研究成果の実用化や継続的な研究開発に向け、若手研究者の産学連携への参加促進も目的とする。若手研究者からの積極的な応募も期待。
3. 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル実装を通じて地域が抱える課題の解決に資する研究開発の提案も期待。

応募方法

● 応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のみ

- e-Radへ必要事項を入力の上、課題提案書および応募に必要な書類をアップロード。
- 課題提案書はe-Radの機能を使用してPDFファイルに変換すること。
- **育成型は、研究者による応募の提出後に研究機関の承認が必要。**
- 郵送、持ち込み等、e-Rad以外の応募は不受理。

● 注意点

- 応募に際しては、e-Radに企業責任者（本格型のみ）、研究責任者、及び主たる研究分担者の研究者IDが必要。
- **上記3者について、事前に研究インテグリティにかかる情報の入力が必要。**
- 募集締切時に、応募が完了していない提案は審査対象外。
- 応募締切後、e-Radで課題提案の取り下げ処理を行った場合、応募辞退とみなして審査対象外。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

- A-STEPへの課題提案はe-Radを使用する。e-Rad以外の方法による応募は受理しない。
- e-Rad利用にあたり、事前に所属機関の登録が必要。

e-Rad webサイト

<https://www.e-rad.go.jp>

e-Radの操作方法に関するお問い合わせ先

e-Radヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）

9:00～18:00（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

選考の流れ

1. 形式審査 提出された応募書類について、応募の要件（課題提案者の要件、提案金額、必要書類の有無、応募及び参加資格の制限等）を満たしているかについて審査する。
2. 書類選考 P0がアドバイザー等の協力を得て書類選考を実施する。これらの選考結果をもとにJSTが面接選考を実施する課題提案を選定する。
3. 面接選考 P0がアドバイザー等の協力を得て面接選考を実施する。なお、面接選考に欠席した場合は辞退とみなす。
4. 最終選考 書類選考・面接選考の評価を踏まえ、PD及びJSTが取りまとめを行い、支援する予算・期間を含め、採択候補課題を決定する。
5. 研究開発計画等の調整 最終選考結果による採択候補課題に関し、JSTは課題提案者と研究開発計画及び委託研究開発契約に係る条件の調整を行う。条件が合意できない場合は辞退とみなす。
6. 研究開発課題の決定 条件の合意が得られた研究開発課題をJSTが採択課題として選定する。

選考結果の通知

● 面接選考の通知

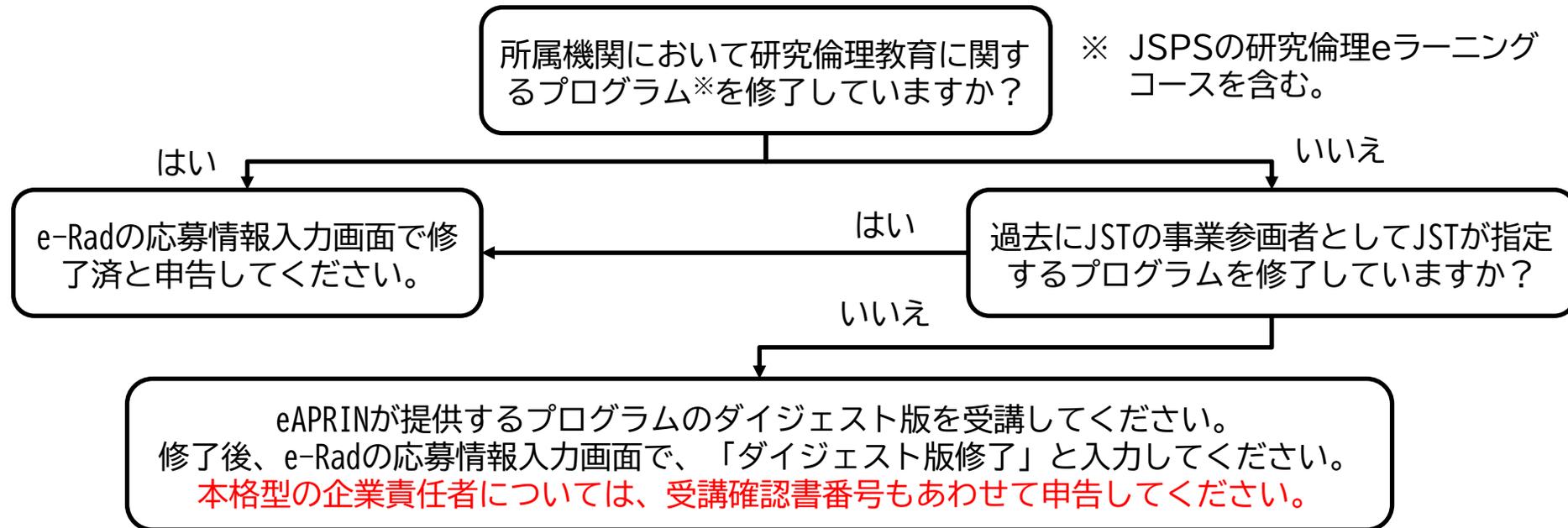
- 書類選考の結果は、面接選考の対象となった課題のみ、応募時のe-Radにおける課題ID（8桁）をA-STEPウェブサイトの募集ページに掲載。
- 面接選考の対象となった課題提案者には、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等について個別に案内。
- 面接選考の日程は決まり次第、ウェブサイトに掲載。
<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

● 選考結果の通知

- 選考の結果については、採否にかかわらずプロジェクトリーダー（育成型：研究責任者、本格型：企業責任者）にe-Radを通じて通知。

研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について

- ✓ 企業責任者（プロジェクトリーダー）及び研究責任者がプログラムを受講・修了していることが応募の要件。
- ✓ 以下のフローチャートを確認し、必要に応じてプログラムを受講すること。



eAPRIN (旧CITI) のプログラムダイジェスト版

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

【参考】過去の応募・採択状況

支援メニュー	2020年度		2020年度※1 追加		2021年度		2022年度	
	応募	採択	応募	採択	応募	採択	応募	採択
育成型	692	80	231	44	-	-	503	45
本格型	194	36	-	-	112	18	113	18

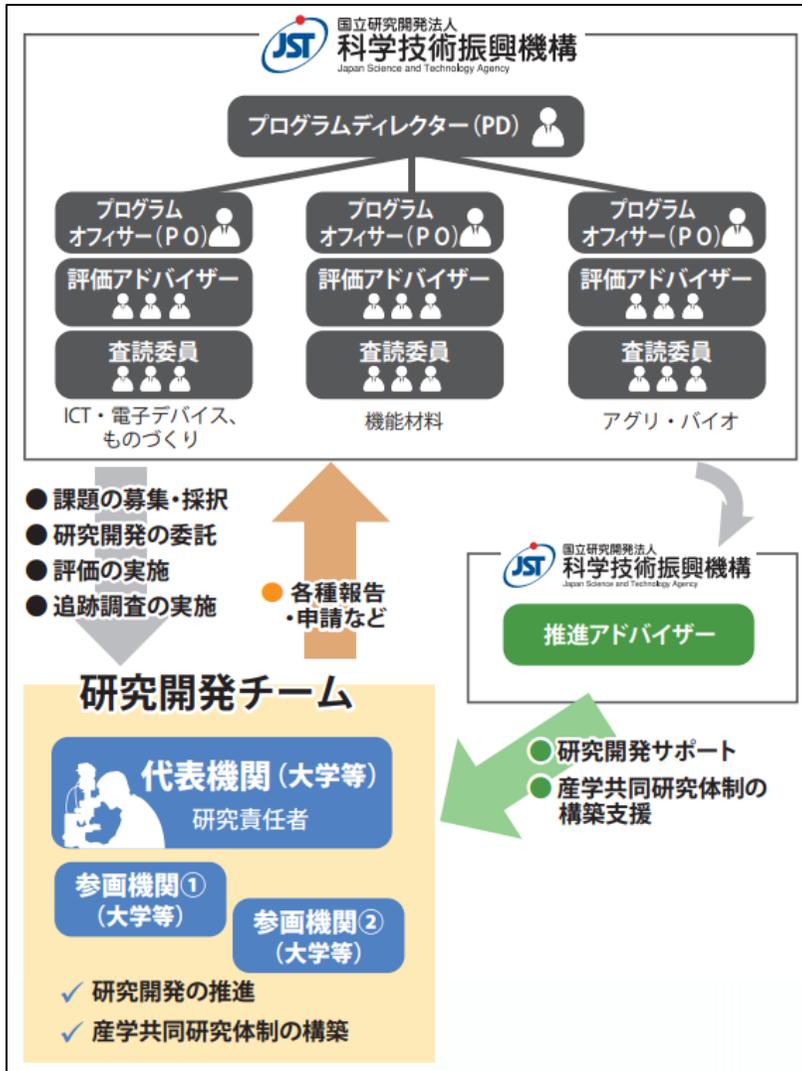
※1 2020年度補正予算にて実施。

2022年度公募からの変更点について

https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/2023_sangaku/2023_sangaku_kouboyou_ryou_henkou.pdf

産学共同（育成型）について

目的・狙い



● 目的

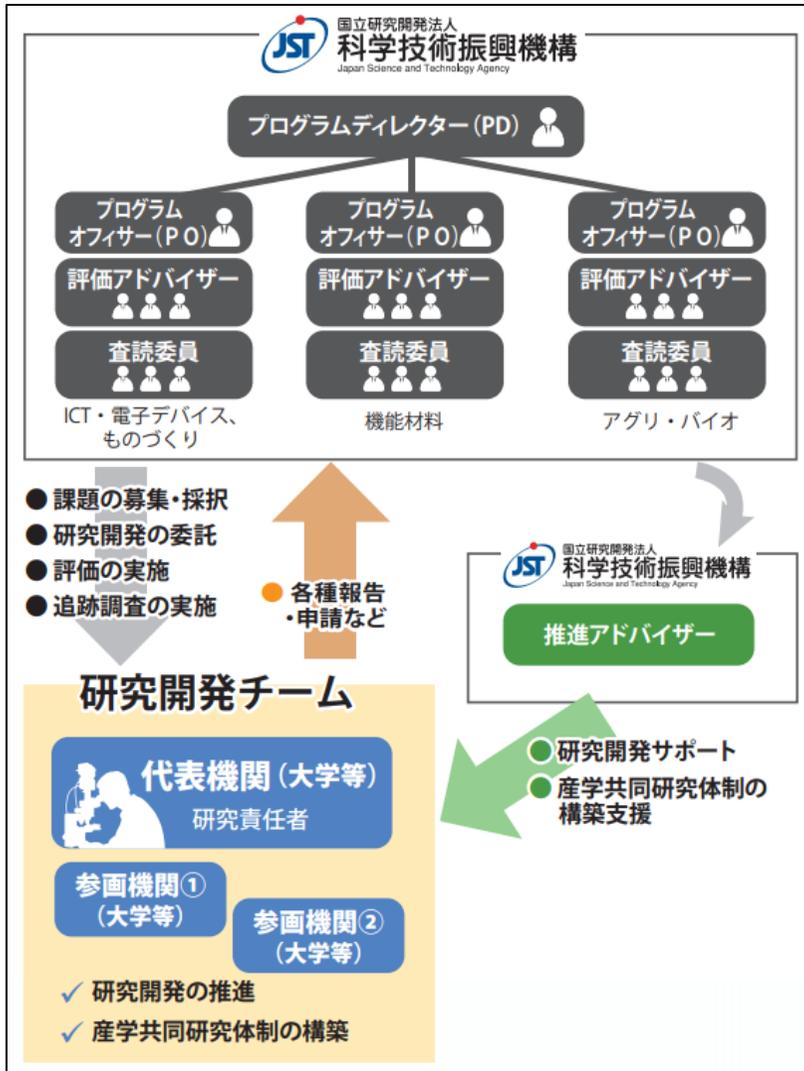
社会課題解決等に向けて、大学等における新規性・優位性のある基礎研究成果（技術シーズ）について「学」と「産」のマッチングを行い、企業との共同研究に繋げるまで磨き上げ、共同研究体制を構築することが目的。

具体的には研究開発を推進するとともに、企業ニーズの把握や知財形成等により、企業との共同研究に繋がる成果を得ること。

● 狙い

育成型による支援終了時には、産学共同（本格型）への応募が可能となる体制を構築し、実用化に向けた研究開発を継続することで科学技術イノベーションの創出や、SDGs等の国際的な目標達成への貢献、社会的・経済的な波及効果の創出を期待。

研究開発体制

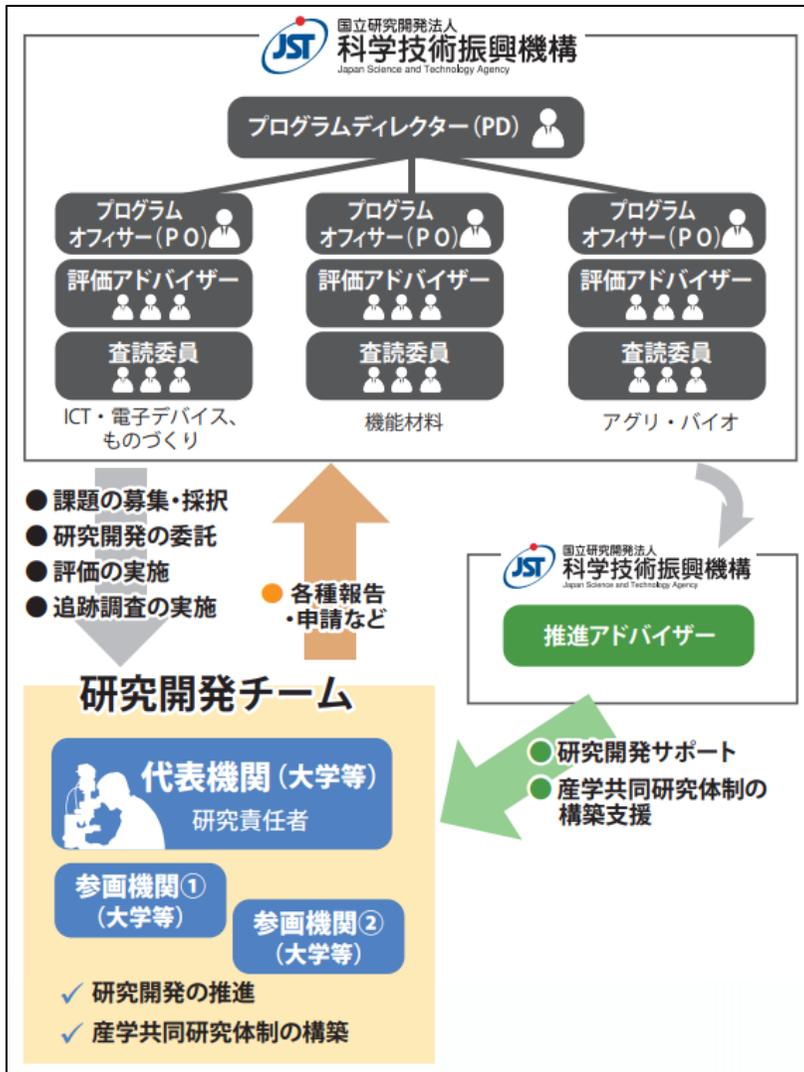


- 単独もしくは複数の大学等※1のみからなる研究開発チームで実施。
- 研究開発チーム全体の代表者を「研究責任者」という。
- 研究責任者の所属機関において支援人材※2によるサポートがある場合、研究開発チームの参加者として加えることも可。

※1 後述の「課題提案の要件」を参照。

※2 大学等において継続的に技術移転を支援する役割を担う人材のこと。例えばコーディネータ、リサーチ・アドミニストレーター等。

研究開発費、実施期間など



● 研究開発費

上限1,500万円（税込、年額）

※間接経費を含む

※初年度は上限750万円

● 実施期間

最長3年度

● 契約

JSTと個々の参加機関との間で委託研究契約

● JSTによるマネジメント

課題毎に推進アドバイザーを配置。研究開発の方向性等を助言。

企業探索、マッチングについても支援。

募集分野、プログラムオフィサー

- 社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できる、幅広い分野からの研究開発提案を対象とする。**ただし、医療分野は対象外。**
- 3分野体制とし、各分野にP0を設置。
P0が重視しているテーマを『プログラムオフィサーの方針』として提示。

分野名	プログラムオフィサー（P0）
ICT・電子デバイス、ものづくり分野	藤巻 朗（名古屋大学 副総長、大学院工学研究科教授）
機能材料分野	加藤 一実（産業技術総合研究所 理事）
アグリ・バイオ分野	西島 和三（東北大学 未来科学技術共同研究センター 特任教授（客員）／日本学術振興会 監事）

課題提案の要件

● 以下の要件を全て満たしていること

- ① 応募時点で大学等※¹における新規性・優位性のある基礎研究成果（以下、技術シーズ※²）が存在すること。
- ② 研究者が想定する国内外の社会・経済的課題と、その解決策（アイデア）が示されていること。
- ③ 研究者が想定する製品・サービス、波及効果が示されていること。

※1：「大学等」とは、大学、高等専門学校、公的研究開発機関、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人または一般社団法人。ただし、一般財団法人、一般社団法人は、(1)旧制公益法人から移行したもの、(2)非営利型法人である、(3)定款に事業として研究を含む、の全てを満たしていること。

※2：育成型における技術シーズとは、想定する社会的・経済的課題に対する解決策の基となる基礎研究成果を指す。特許等の知的財産に限らない。

注) 研究責任者が応募可能な課題提案の数は一人あたり1件。研究責任者として育成型に複数の課題提案を応募することは不可。

課題提案者の要件

● 以下の要件を全て満たしていること

- ① 提案する技術シーズの創出にかかわった者であること。
 - ✓ 技術シーズに関する論文の著者
 - ✓ 特許の発明者等、知的財産の創出者
 - ✓ 技術シーズ創出時に受けていた資金制度の参加者、など
- ② 研究開発の実施期間中、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。あるいは、日本国内の大学等を主たる所属先として常勤の研究者と同等の研究開発環境にあり、所属機関がその研究者を契約上の研究担当者とした研究受託が可能であること。
- ③ 研究倫理に関する教育プログラムを修了していること。

応募に必要な書類

● 応募に必要な書類は以下の3種類

- ① 産学共同（育成型） 課題提案書
- ② 技術シーズの詳細が分かる資料（3点以内） ※1
- ③ 他の競争的研究費制度等で公表されている事後評価結果※2

※1：論文や技術シーズを創出した際に受けていた資金制度に提出した研究終了報告書等。特許の場合は特許願、特許公報など、明細とともに出願番号、出願人、発明者が分かる書類。

※2：本提案の技術シーズに関連し、課題提案者が携わった他の競争的研究費制度等の公表されている事後評価結果。事後評価結果が掲載されたウェブサイトのURLでも可。

選考の観点（1/2）

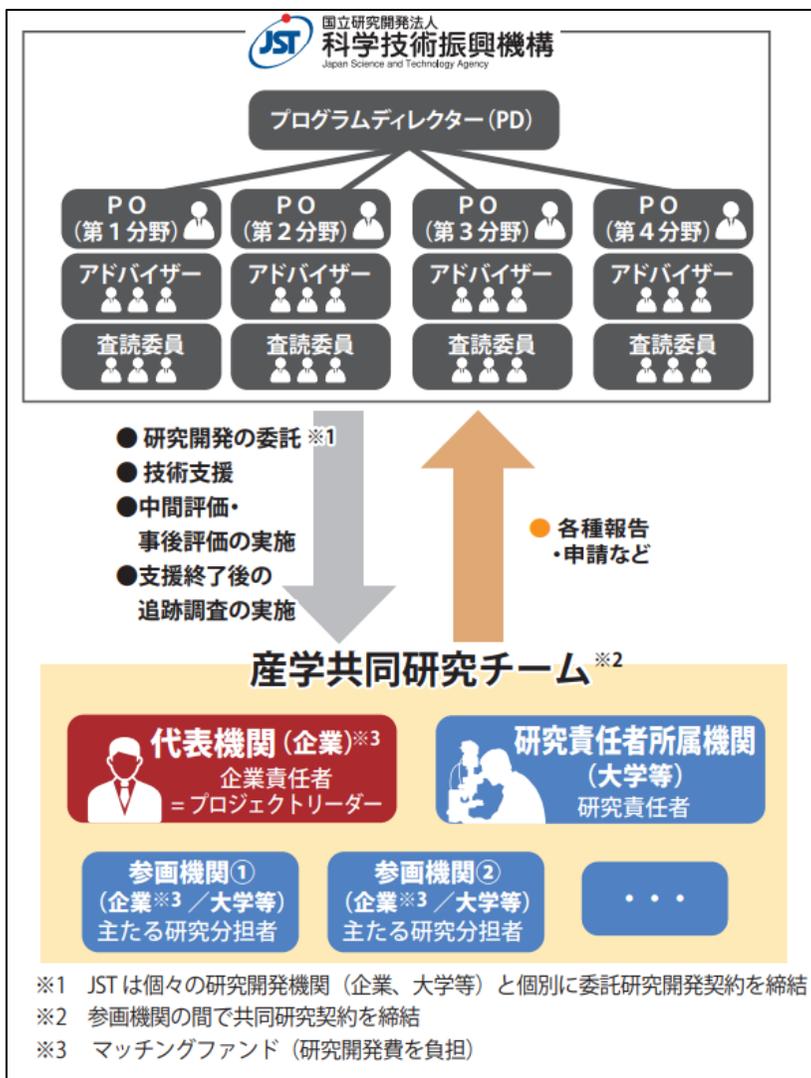
観点	内容	項目
技術シーズ の新規性・ 優位性	技術シーズに新規性があり、優位性、有用性が認められること。	<ul style="list-style-type: none">• 技術シーズに新規性があり、独創的か。• 技術シーズが競合に対して優位性があるか。• 技術シーズに発展性があるか。
イノベー ションイン パクト	社会課題解決等に向けて、研究成果を社会実装するにあたり、イノベーションを与える可能性や波及効果が期待できること。	<ul style="list-style-type: none">• 製品・サービスの社会革新性・公共性が期待できるか。• 経済的波及効果を期待できるか。• 学術的波及効果を期待できるか。

選考の観点 (2/2)

観点	内容	項目
研究開発の 目標	研究開発課題の目標の設定が妥当であること。かつ、研究者が想定する解決すべき課題が適切であること。	<ul style="list-style-type: none">・イノベーション達成に向けた目標が適切に設定されているか。・提案者が想定する解決すべき課題は適切で具体的か。・本格的な産学共同の研究開発に向けた発展が期待できるか。
研究開発の 計画	研究開発計画が妥当であること。	<ul style="list-style-type: none">・提示されている課題の解決策が妥当であるか。・目標を達成するための研究計画が妥当であるか。・研究計画を完遂するための研究者の適性が認められるか。また、研究体制が妥当であるか。・実現を目指す技術や製品等がELSI（倫理的・法規制的・社会的課題）等への対応が必要な場合、総合知の観点から研究開発計画において検討されていること。

産学共同（本格型）について

目的・狙い



● 目的

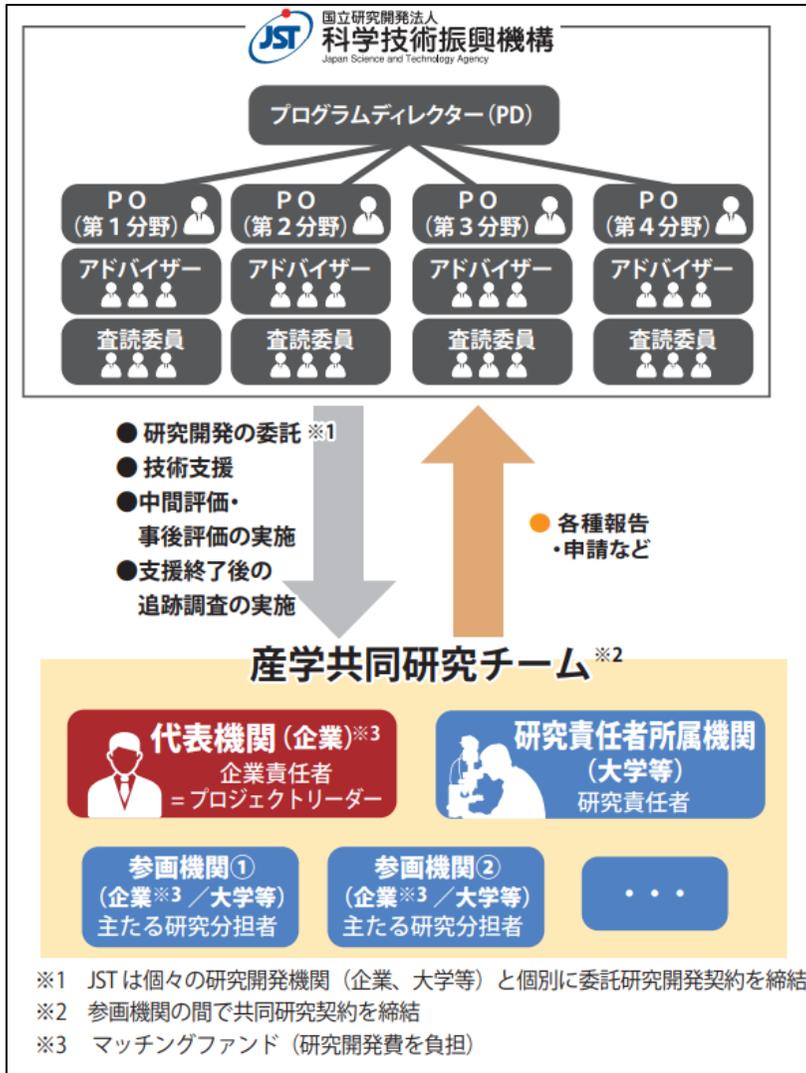
社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果を、企業と大学等の産学共同研究により可能性検証・実用化検証し、中核技術を構築することが目的。

具体的には、社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できるイノベーションの創出に向け、科学技術の知見に基づいた、中核となる技術の構築、或いは中核技術の構築に資する成果を得ること。

● 狙い

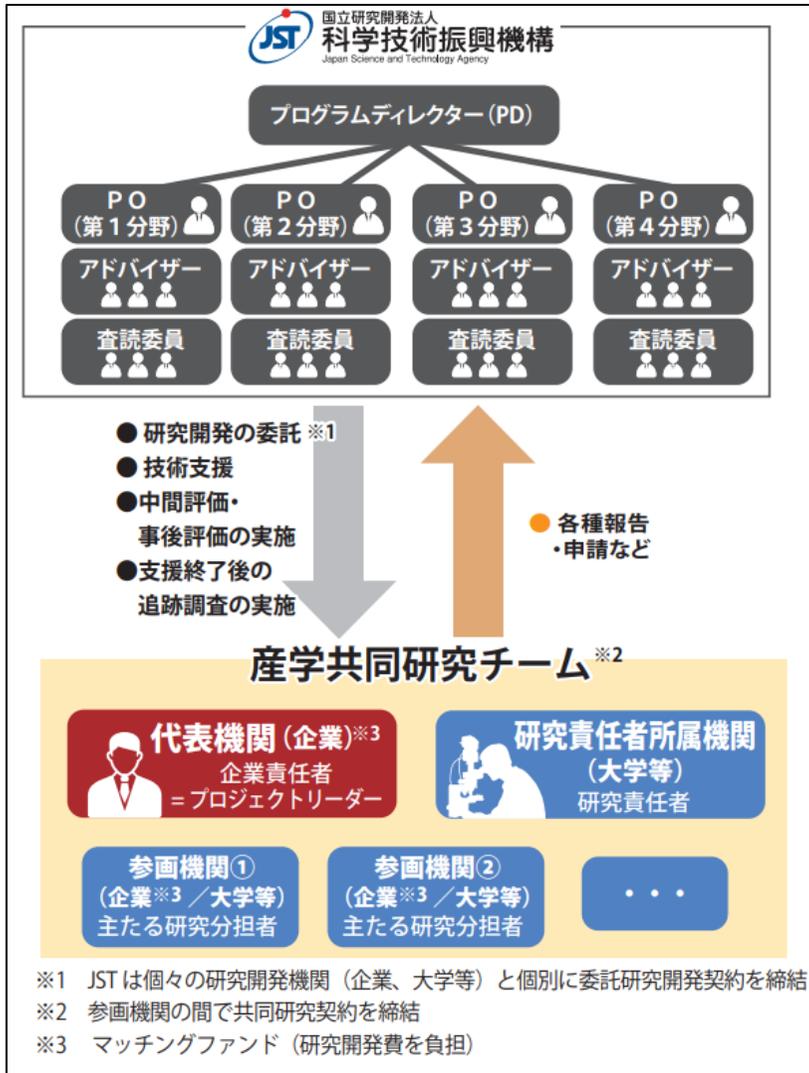
本格型による支援終了後には、得られた成果を基に、企業において実用化に向けた研究開発を継続していただくことで、科学技術イノベーションの創出や、SDGs等の国際的な目標達成への貢献、社会的・経済的な波及効果の創出を期待。

研究開発体制



- 企業と大学等からなる産学共同研究チームで実施。
- 複数の企業および大学等からなる研究チームも可。
- 企業側の代表者を「企業責任者」、大学等側の代表者を「研究責任者」という。企業責任者が産学共同研究チーム全体の代表者（プロジェクトリーダー）。

研究開発費、実施期間、など



● 研究開発費

上限5,000万円 (税込、年額)

※間接経費を含む

※初年度は上限2,500万円

● 実施期間

最長5年度

● 契約

JSTと個々の参加機関との間で委託研究契約
 研究開発チームの間で共同研究契約を締結(採択決定後)

● フィージビリティスタディ (FS)

選考の結果、FSとして採択を行う場合あり

● 資金タイプ

マッチングファンド形式

募集分野、プログラムオフィサー

- 社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できる、幅広い分野からの研究開発提案を対象。**ただし、医療分野は対象外**
- 第1分野から第4分野まで設定し、各々の分野にP0を設置。P0が重視しているテーマを『プログラムオフィサーの方針』として提示

分野名	プログラムオフィサー (P0)
第1分野 (ICT・電子デバイス)	石井 真 (元 ソニー L S I デザイン株式会社 代表取締役社長)
第2分野 (ものづくり)	葛本 昌樹 (三菱電機株式会社 先端技術総合研究所 開発戦略部 技術統轄)
第3分野 (機能材料)	杉本 諭 (東北大学大学院工学研究科 教授)
第4分野 (アグリ・バイオ)	木野 邦器 (早稲田大学 理工学術院 教授)

課題提案の要件

● 以下の要件を全て満たしていること

- ① 応募時点で大学等※1の研究成果に基づく技術シーズが存在していること。なお、技術シーズは原則として特許権等の知的財産権として確保されていることを期待。既に保有しているか否かにかかわらず知的財産戦略において競争優位性をどのように確保するか記載することが必要。
- ② 技術シーズを実用性検証するための、産学共同による具体的な研究開発計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていること。
- ③ 企業等に所属する企業責任者と、大学等に所属する研究責任者の連名での課題提案であること。

※1：育成型と同様

注) 企業責任者又は研究責任者が応募可能な課題提案の数は一人あたり1件。企業責任者または研究責任者として本格型に複数の課題提案を応募することは不可。

注) 課題提案の応募は企業責任者が行うこと。

課題提案者の要件

● 以下の要件を全て満たしていること

① 企業責任者 (=プロジェクトリーダー)

- a. 日本の法人格を有し、研究開発部門を有する民間企業※に常勤していること。
- b. 研究開発の実施期間中、全体の取りまとめに関して責任を持つこと。
- c. 研究倫理に関する教育プログラムを受講・修了していること。

② 研究責任者

- a. 提案する技術シーズの創出にかかわった者であること。
- b. 研究開発の実施期間中、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。あるいは、日本国内の大学等を主たる所属先として常勤の研究者と同等の研究開発環境にあり、所属機関がその研究者を契約上の研究担当者とした研究受託が可能であること。
- c. 研究倫理に関する教育プログラムを受講・修了していること。

※ 民間企業とは、株式会社（旧有限会社を含む）、合資会社、合名会社、合同会社を指す。

応募に必要な書類

● 応募に必要な書類は以下の3種類

- ① 産学共同（本格型） 課題提案書
- ② 技術シーズの詳細が分かる資料（3点以内） ※1
- ③ 他の競争的研究費制度等で公表されている事後評価結果※2

※1：技術シーズが特許の場合、特許出願の願書、公開・公表特許公報、特許公報等、明細とともに「出願番号」「出願人」「発明者」が分かる書類。

※2：本提案の技術シーズに関連し、課題提案者が携わった他の競争的研究費制度等の公表されている事後評価結果。事後評価結果が掲載されたウェブサイトのURLでも可。

選考の観点（1/3）

観点	内容	項目
技術シーズ の新規性・ 優位性	技術シーズに新規性があり、優位性、有用性が認められること。	<ul style="list-style-type: none">• 技術シーズの新規性。• 技術シーズの競合に対する優位性。• 技術シーズの有用性
イノベー ションイン パクト	社会課題解決等に向けて、技術シーズを基にした、イノベーション創出につながる製品・サービス等（最終目標）が提示されていること。 製品・サービス等の実現により、国民生活や社会にインパクトを与えることが期待できること。	<ul style="list-style-type: none">• 製品・サービス等の社会革新性・公共性• 経済的波及効果の大きさ• 学術的波及効果の大きさ

選考の観点（2/3）

観点	内容	項目
研究開発の目標	プロジェクトにおける研究開発目標が数値等の具体的な形で示されていること。目標達成により実用化開発に進むことが期待できること。	<ul style="list-style-type: none">研究開発目標の妥当性。
研究開発の計画	目標達成のために克服すべき技術的課題を的確に把握し、その解決のための計画が具体的に提案されていること。 企業を中心とした産学共同の研究開発体制が組織され、機関毎に効果的・効率的な役割分担がなされていること。 実現を目指す技術や製品等がELSI（倫理的・法規制的・社会的課題）等への対応が必要な場合、総合知の観点から研究開発計画において検討されていること。	<ul style="list-style-type: none">研究開発計画の妥当性研究者の研究遂行可能性企業の開発遂行可能性プロジェクト体制

選考の観点 (3/3)

観点	内容	項目
ビジネスメリット	ターゲット市場、市場動向が分析されていること。それに対する課題が明らかで、課題解決のための戦略が提案されていること。	<ul style="list-style-type: none">• 製品・サービス仕様の妥当性• ターゲットユーザーの妥当性• 市場規模・市場の成長性• 製品・サービスの競合に対する優位性、等
知的財産戦略	競争優位性を保つための知財戦略が具体的に検討されていること。	<ul style="list-style-type: none">• 技術シーズの知的財産戦略における位置付け• 知的財産戦略の内容

マッチングファンド形式（1）

企業等へ支出するJST委託研究費の上限額が、企業等が課題の実施にあたって自ら支出する研究開発費にマッチング係数を乗じた金額となる仕組み

企業等
自己資金

×

マッチング係数

≧

企業等へ支出するJST委託研究開発費
(直接経費+間接経費)

● マッチング係数は以下の通り

- ① 資本金10億円を超える企業 : 1倍
- ② 資本金10億円以下の企業 : 2倍
- ③ 資本金1億円以下の企業 : 3倍
- ※ 設立10年以内の企業（資本金の額に関係なく） : 3倍

● 大学等へのJST委託研究開発費はマッチングの対象外

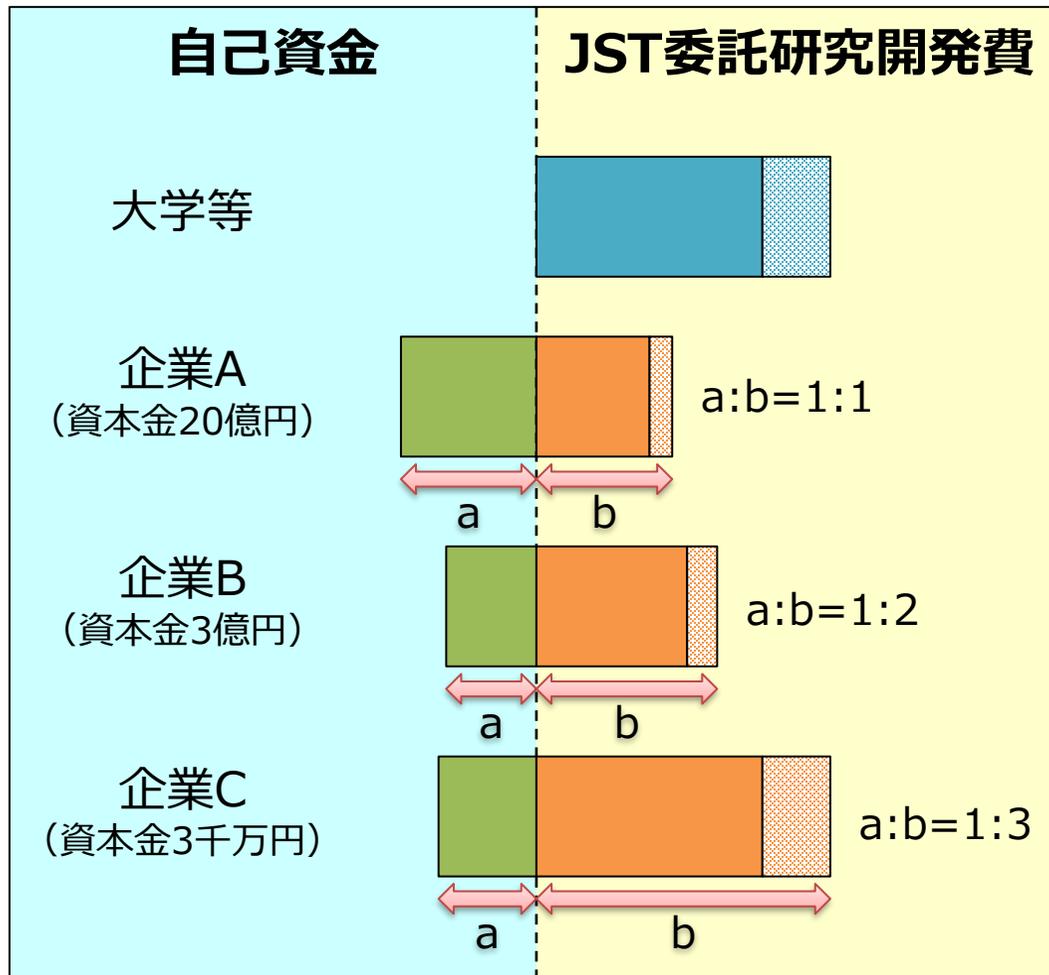
マッチングファンド形式（2）

● 留意事項

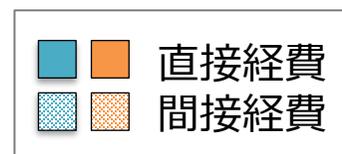
- a. 自己資金として計上可能な研究開発費の内容は以下の通り。
 - ✓ JST委託研究開発費の直接経費に相当する経費
 - ✓ 企業責任者、主たる研究分担者の人件費
 - ✓ 特許関連経費（出願、登録、維持に必要な経費）
 - ✓ 企業等が所有する資産に対する改造費
 - ✓ 大学等への共同研究費（本プログラムの推進に必要な目的で使用されることが明確に示された証憑類の提出が条件）
- b. 複数の企業等が自己資金を支出する場合、各々の資本金に応じたマッチング係数を適用。
- c. マッチングの判定は研究開発期間の通算で行う（年度毎ではない）。
- d. 研究開発期間終了時に自己資金の支出実績額が不足してマッチングの条件を満たさない場合、不足分のJSTへの返還が発生。

マッチングファンド形式 (3)

● マatchingファンドの例

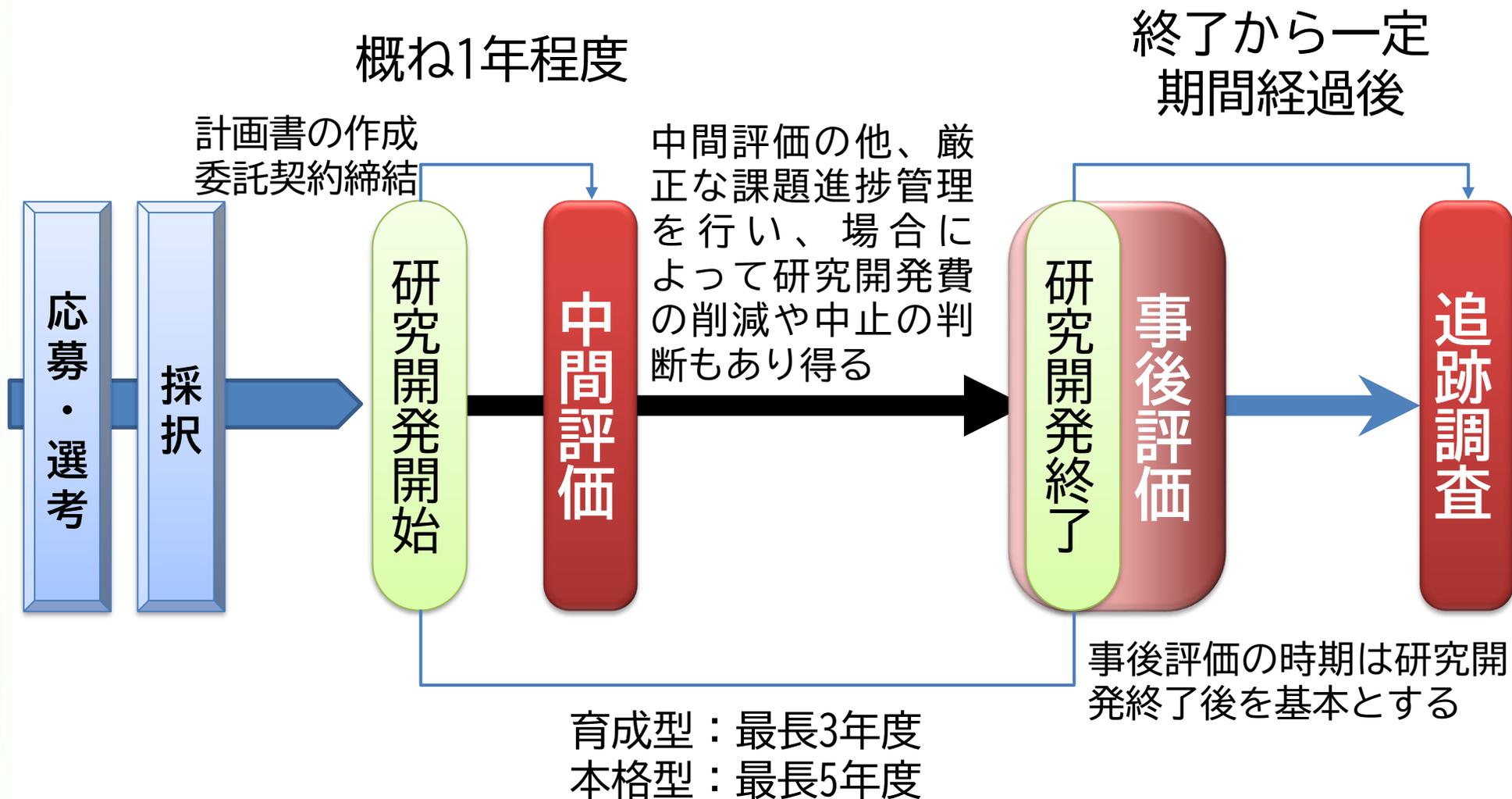


- 大学等へのJST委託研究開発費はマッチングの対象外。但し、JST委託研究開発費の総額の対象。
- マatchingは研究開発実施期間の通算で判定
- JST委託研究開発費の大学等、企業への配分比率に関する制限は無い
- ※ JST委託研究開発費の有無を問わず、企業も含めた研究開発計画全体が評価の対象



産学共同 (育成型、本格型) 共通事項

課題推進の流れ



研究開発費 – 直接経費 (1) –

費目	主な内容
物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、消耗品の購入費用、等
旅費	参加者等に係る旅費（原則として成果発表、チーム内打合せ）、招聘者にかかる旅費、等
人件費・謝金	研究開発のために雇用する研究員等の人件費、 研究責任者の人件費（PI人件費） 、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
その他	上記費目の他、当該委託研究開発を遂行するための経費 研究開発成果発表費用、会議費、運搬費、機器リース費用、ソフトウェア外注製作費、ソフトウェアライセンス使用料、 特許関連経費（大学等のみ） 、 バイアウト経費 、不課税取引等に係る消費税相当額、等

研究開発費 – 直接経費 (2) –

● 人件費の取扱い

- 人件費・謝金の合計は、原則として直接経費総額（プロジェクト全体）の50%以内。
- 選考結果を基に契約前にJSTが承認した場合に限り、50%を超える研究開発が可能。

● 費目間流用

- 直接経費総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）以内は、JSTの承認を経ずに流用可能。
- 但し、研究開発計画の大幅な変更を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無に関わらず、JSTの承認が必要。

● 事務処理説明書等

- 詳細は以下のURLにて最新の事務処理説明書を参照。
<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

研究開発費 – 直接経費 (3) –

No.	項目	内容	対象者	URL
①	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（専従義務の緩和）	一定の条件を満たす若手研究者がエフォートの20%を上限に自発的な研究活動等に充てる事が可能。	1. 大学等においてJSTプロジェクトの実施のために雇用される者 2. 40歳未満の者	https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/se_njyukanwa_a-step.pdf
②	直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出	一定の要件を満たすことを条件に研究責任者の人件費を支出することが可能	研究責任者	https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/pi-jinkenhi_a-step.pdf
③	直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）	研究責任者が所属機関において担っている研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能	研究責任者	https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/buyout_a-step.pdf

研究開発費 – 間接経費 –

● 間接経費とは

- 研究開発の実施に伴う研究開発機関の管理等に必要な経費

● 金額

- 直接経費の30%を上限に支出
- 国立大学法人については原則として30%
- ※ 比率は研究開発期間を通じて一定（変更できない）

● 用途

- 直接経費で充当すべき内容は対象外
- 具体的には「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」を参照
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf

プロジェクトリーダー等の責務（抜粋）

● 確認書の提出

企業責任者、研究責任者及び主たる研究分担者は以下の項目を遵守することを確認し、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JSTの研究開発費は国民の税金で賄われている事を理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用を行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材（eAPRIN）の受講について周知徹底する。

● 研究倫理教材の受講・修了について

- 研究開発参加者は、研究上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）及び研究開発費の不正使用を未然に防止するためにJST が指定する研究倫理教材（オンライン教材）を修了することが必要。
- 研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止する場合がある。

※ 評価への対応など、その他の責務に関しては公募要領「6.7 プロジェクトリーダー等の責務等」を参照

研究開発機関の責務（抜粋）

- 「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（2007年2月15日文部科学大臣決定／2021年2月1日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要がある。また、公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務がある。

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要がある。また、当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務がある。

※ その他の責務に関しては公募要領「6.8 研究開発機関の責務等」を参照

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2021年2月1日改正）

- A-STEPの委託研究契約を締結するに当たり、報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出することが必要。
チェックリストの提出が無い場合の契約は認められない。
- 2023年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトから2023年度版のチェックリスト様式をダウンロードし、**委託研究契約締結日前の指定する期日**までにe-Radを利用して提出。
- 2022年度版チェックリストを提出している研究機関は契約は認められるが、2023年度版チェックリストを2023年12月1日までに提出すること。
- 委託研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (2014年8月26日文科科学大臣決定)

- ※ A-STEPの委託研究契約を締結するに当たり、報告書である「ガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」を提出することが必要。チェックリストの提出が無い場合の契約は認められない。
- ※ 2023年4月1日以降、文科科学省のウェブサイトから2023年度版のチェックリスト様式をダウンロードし、**委託研究契約締結日前の指定する期日**までにe-Radを利用して提出。
- ※ 2022年度版チェックリストを提出している研究機関は契約は認められるが、2023年度版チェックリストを2023年9月30日までに提出すること。
- ※ 委託研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要。

オープンアクセス及びデータマネジメント

● 研究開発成果論文のオープンアクセス化

- A-STEPで得られた研究開発成果にかかる論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物等を通じ、原則として公開、特に査読済み論文については12ヶ月以内の公開を原則。

● データマネジメントについて

- データマネジメントプラン（DMP）を作成し、それに基づいてA-STEPの実施によって生産された研究開発データを適切に管理・保存
 - 研究開発成果に係る論文のエビデンスデータは公開を推奨
 - エビデンスデータ以外のデータについても公開を期待
 - 非公開を選択することも可能
- 研究データのうち、DMP等で定めた管理対象データについては、JSTで定めたメタデータを付与すること。
- DMPは採択後、研究開発計画書とともにJSTに要提出

● JSTのオープンサイエンス方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

利益相反マネジメントの実施

- 選考に関わる者の利益相反マネジメント
 - 研究開発担当者と、選考に関わる者との間の利害関係
- 研究開発担当者の利益相反マネジメント
 - 研究開発担当者と、その者に関係のある機関との間の利害関係
 - 関係のある機関とは
 - ・ 研究開発担当者等の成果を基に設立された機関
 - ・ 研究開発担当者等が役員等をしている機関
 - ・ 研究開発担当者が株式を保有している機関
 - ・ 研究開発担当者が実施料を受け取っている機関
- JSTの利益相反マネジメント
 - JSTとJSTが出資する企業との利害関係
 - 提案内容の技術シーズの権利をJSTが保有し、JSTからライセンス等している企業との利害関係

※ 研究開発担当者とは、企業責任者（本格型のみ）、研究責任者、および主たる研究分担者を指す。

安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

- 日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき輸出規制が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。
- 経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されており、詳しくは以下を参照。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/
経済産業省：みなし輸出管理	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo07.html
経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス（大学・研究機関用）	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf
一般財団法人安全保障貿易情報センター	https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html
経済産業省：安全保障貿易ガイドランス（入門編）	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

- 大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（2021年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要。
- そのため、競争的研究費の不合理的な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しているが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがある。
- 【参考】研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

- 文部科学省においては、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進。
- 応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

※ 高エネルギー加速器研究機構との連携について

- ✓ 高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・放射光実験施設から、放射光利用に適した課題についてアドバイスを受けられます。また、本プログラムによる研究課題は、高エネルギー加速器研究機構の放射光実験施設等の優先施設利用を受けられます。

<https://www2.kek.jp/imss/pf/use/program/>

- ✓ 高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・量子ビーム連携研究センターから、放射光を含む、中性子、ミュオン、低速陽電子の複合的な利用（マルチプローブ利用）に適した課題についてアドバイスを受けられます。

<https://www2.kek.jp/imss/ciqus/>

A-STEPのお問い合わせ先

メニュー	問い合わせ先
トライアウト	産学連携展開部 地域イノベーショングループ e-mail: mp@jst.go.jp
産学共同	産学連携展開部 研究支援グループ e-mail: a-step@jst.go.jp
実装支援	産学共同開発部 事業推進グループ e-mail: jitsuyoka@jst.go.jp

A-STEP相談窓口 <https://www.jst.go.jp/a-step/consul/>

ご清聴有難うございました。